

船舶建造等整備事業評価委員会規則

（目的）

第 1 条 本規則は、「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領の改定について（平成 22 年 4 月国官総第 367 号、国官技第 369 号）」に基づく「海上保安庁所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施細目（平成 13 年 8 月保総政第 131 号の 3）」第 2 及び「海上保安庁所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施細目（平成 13 年 8 月保総政第 131 号の 4）」第 2 に規定する船舶建造費及び海上保安官署施設費に係る事業（以下「船舶建造等整備事業」という。）の評価、審議を行う船舶建造等整備事業評価委員会の事務、委員、庶務その他委員会の設置に関し必要な事項を定める。

（委員会の設置）

第 2 条 海上保安庁に船舶建造等整備事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の事務）

第 3 条 委員会は、海上保安庁長官の委嘱に基づき、船舶建造等整備事業に係る次に掲げる事務を行う。

- 一 評価の審議対象事業に関する資料（船艇や官署施設の機能・目的等）の提出を受け、その検討状況について報告を受けること。
- 二 審議対象事業に関する整備方針（案）について、その必要性、緊急性、事業の効果等を客観的かつ公平な立場で審議し、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、海上保安庁長官に対して意見の具申を行うこと。
- 三 その他事業評価に関する必要事項の検討に関すること。

（委員会の委員及び組織）

第 4 条 委員は、海上保安業務全般及び政策評価に関する学識経験者等のうちから、海上保安庁長官が委嘱する。

- 2 委員会は、原則として 10 名以内で構成する。
- 3 委員の任期は 1 年以内とし、委嘱の日から当該年度の 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 7 委員長は、会務を総理する。

8 委員長に事故があったときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務部政務課政策評価広報室において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議方法その他委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定める。